

高等学校 ホームルーム活動指導案

1 題材 「採用選考を通して公正な社会について考えよう」

内容 (2) ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

2 題材設定の理由

昭和44年、「同和対策事業特別措置法」が施行され、平成14年3月に失効するまでの33年間で同和地区における生活環境等の改善が図られ、同和地区に対する実態的差別の解消はほぼ達成された。しかし、心理的差別については、着実に解消に向かって進んでいるものの、差別的な発言や落書き、インターネット上に差別的な書込みがされるなど、いまだに課題として残っている。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に施行されている。

職業選択の自由や結婚の自由などの市民的権利の侵害を解決することは、人権を尊重し法の下での平等を保障するとともに公正な社会の実現に向けた喫緊の課題である。

そこで、本人の能力等と関わりのない事柄で人を評価したり、人格をおとしめたりすることなく、正しい知識と公正な判断で行動できる態度の育成を目的に、本題材を設定した。

3 指導のねらい

- (1) 本人の能力等と関わりのない事柄で人を評価することなく、真摯に相手と向き合い、その人権を尊重することができるようにする。
- (2) 社会の一員としての自覚や責任をもち、差別や偏見をなくし、公正な社会を実現するために、自分の取り組むべきことについて考えて行動できるようにする。

4 評価規準 (平成33年度までの観点で示している)

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自他の考えを尊重し合いながら、自分の考えを深めようとしている。	公正な社会を実現するために、自分にできることを考え、判断しようとしている。	公正な社会とはどのような社会なのかを理解している。

5 人権教育上のねらい (個別の人権課題「同和問題」)

「公正な社会」や人格の正当な評価に基づく他者理解の大切さについて深く理解し、差別によって、人格がおとしめられたり、不当な取り扱いがなされたりすることのない公正な社会を形成する一員としての自覚をもち、行動しようとする態度を育てる。

6 人権教育上の視点

- (1) 同和問題についての正しい知識を身に付ける。(知識)
- (2) 人を正當に評価することの大切さを理解しようとする。(価値・態度)

7 展開（1時間扱い）

◎人権教育上の配慮

段階	学習活動 (○主な発問、◇生徒の反応例)	・指導上の留意点 ☆目指す生徒の姿(観点)【評価方法】	資料等	時間
導入	<p>1 就職試験の面接での質問例について、質問としてふさわしいかどうかを考える。</p> <p>○資料1を読み、ふさわしいか、ふさわしくないか、自分の考えを記入しよう。</p> <p>○グループ内で自分の考えを発表しよう。</p> <p>○グループとしての意見をまとめ発表しよう。</p>	<p>・判断基準として「必要か、不必要か」ではなく「ふさわしいか、ふさわしくないか」で考えるよう指示する。</p> <p>・グループ協議、全体発表により、個人では気が付かなかった点についても、考えられるようにする。</p> <p>☆積極的に協議に参加し、自他の考えを尊重しつつ、自分の考えを深めようとしている。</p> <p>(関心・意欲・態度)【発言】</p>	資料1 「模擬面接票」	10分
展開	<p>2 本時の課題を知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">採用選考を通して公正な社会について考えよう。</div> <p>3 同和問題について理解を深める。</p> <p>○資料2を読み、企業は本籍地から何を調べようとしていたか考えよう。</p> <p>○同和問題について、資料3を参考にして、ワークシートを完成させよう。</p> <p>○同和問題に関して、今なお起きている人権問題には、どのようなことがあるのか考えてみよう。</p> <p>○そのような人権問題が起こるのか、その理由を考えよう。</p> <p>◇同和地区に対する偏見や誤った理解をもっていること。</p> <p>◇本人の人格ではなく出身地で人を判断しようとしたこと。</p>	<p>・資料2の読み取りから、同和地区出身であるかどうかを調べようとしていたことに気付かせる。</p> <p>◎同和問題について正しい理解をもつことができるよう、ワークシートを完成させる。(知識)</p> <p>・資料3の読み取りから、現在も、結婚・就職差別や差別落書きが発生していることに気付かせる。</p> <p>◎人格を正當に評価することの大切さを理解させるために、資料2のポスターやコラムに関する補助発問を行う。(価値・態度)</p> <p>・理由について考えが浮かばない生徒には、コラムについて、「なぜ、A子さんの両親は身元調査をした方がよいと考えたのでしょうか」といった補助発問を行う。</p>	資料2 「戸籍」について ワークシート 資料3 「同和問題」について	30分

展 開	<p>4 公正な採用選考について考える。</p> <p>○誰にとっても公正な選考となる基準とはどのようなものか、グループ内で話し合い発表しよう。</p> <p>○ふさわしくない質問例2、3、4について、その理由をグループ内で話し合い発表しよう。</p> <p>◇本籍地は、本人の能力や適性に関係のない質問だから。</p> <p>◇思想、信教の自由などは憲法で保障されており、本来自由であるべき尊敬する人や愛読書を質問することは、基本的な人権を侵害することだから。</p> <p>○採用選考にふさわしい質問や、自分を公正に評価してもらえる質問とはどのような質問か、グループで話し合い発表しよう。</p> <p>◇当社に入社したら、やりたいことや挑戦したいことはありますか。</p> <p>◇あなたが学校生活（部活動や文化祭・体育祭など）で一生懸命取り組んだことは、どのようなことですか。</p>	<p>☆公正な選考基準は、その人の能力や適性であり、それ以外の条件で選考することは不公正であることを理解している。(知識・理解)【発言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問例2、3、4はふさわしくない質問であることを説明する。 ・グループ協議、全体発表により、本人の能力や適性に関係のない事項（質問例2）や、本来自由であるべき事項（質問例3、4）に該当することに気付くことができるようにする。 ・グループ協議、全体発表により、新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことができるようにする。 	資料1 「模擬面接票」	
終 末	<p>5 振り返りとまとめ</p> <p>○公正な社会を実現するために私たちにできることを考え、ワークシートにまとめよう。</p> <p>◇居住地、家族構成など人格とは関係のないことで人を評価したり、差別をしたりしない。</p> <p>◇偏見や悪意ある情報に惑わされたり、広めたりしない。</p> <p>◇採用選考時に不適切な質問をされた時は、学校に報告する。</p>	<p>☆公正な社会の実現のために、自分にできることを考え、判断しようとしている。(思考・判断・実践)【記述】</p>	ワークシート	10分

8 板書計画

課題：採用選考を通して公正な社会について考えよう。

◎同和問題とは

- ・歴史的過程で形づくられた身分差別に基づく、我が国固有の人権問題
⇒現在でも日常生活のなかで残存している
- ・就職や職場での不当な扱い、結婚を反対される、ネット上でのいやがらせ など

○差別の背景にあるのは

- ・同和地区に対する誤った理解
- ・人格ではなく出身地による評価

◎「公正な選考」・「公正な社会」の実現に向けて

○公正な選考基準とは

- ・本人の能力や適性

○模擬面接票の「ふさわしくない項目」はどれか

- ・本人の能力に関係のない事項
… (2) 本籍地
- ・自由であるべき事項
… (3) 尊敬する人物 (4) 愛読書
⇒人格の正当な評価が大切
- 採用選考にふさわしい質問、自分を公正に評価してもらえる質問とは
 - ・入社後にやりたいこと、挑戦したいこと
 - ・学校生活で一生懸命取り組んだこと (部活動、学園祭、学習面)
- 私たちにできることは何か
 - ・居住地、家族構成など人格とは関係のないことで、人を評価したり差別をしたりしない
 - ・不合理な偏見や悪意ある情報に惑わされたり、広めたりしない
 - ・採用選考の時に、不適切な質問があったときは、学校に報告する など

9 参考資料

- 「公正な採用選考をめざして（平成 30 年度版）」（厚生労働省）
- 「人権学習ワークシート集—人権教育実践のために 第 14 集（小・中学校編）—」
（平成 26 年 2 月 神奈川県教育委員会）
- 「人権感覚育成プログラム（社会教育編）」（平成 21 年 3 月 埼玉県教育委員会）

模 擬 面 接 票

採用選考で質問される例が記されています。採用選考の質問として**ふさわしいと思うものに○、ふさわしくないと思うものに×**をつけてください。

また×の場合は、その理由を書きましょう。上段に自分の意見を、下段にグループで話し合った結果を書きましょう。

No	質問例	○×		×の理由
1	あなたが当社への就職を希望した理由は何ですか。	自分		
		グループ		
2	あなたの本籍地はどこですか。 ※本籍地 ：戸籍の所在場所	自分		
		グループ		
3	あなたの尊敬する人物は誰ですか。	自分		
		グループ		
4	あなたの愛読書を教えてください。	自分		
		グループ		
5	あなたが取得している資格や検定を教えてください。	自分		
		グループ		

ホームルーム活動資料（「戸籍」について）

日本の社会では、人事関係の取り扱いにおいて「本籍」がつきまとっている傾向があります。

明治5（1872）年に作られた^{じんしんこせき}壬申戸籍の中に^{かぞく}華族・^{しぞく}士族・平民などの新たな族籍が記入された際、同和地区住民についても当然「平民」と記入されなければならないはずなのに差別的な呼称で記入されたものがあつたのです。

したがって、この戸籍を見れば、容易に同和地区住民であることが分かり、さらに、その後に整備された戸籍でも人の身元に関する事項が記入されることになっていました。そこで、企業では、企業側にとって好ましくない者は雇わないために、採用に際して^{こせきとうほん}戸籍謄本を提出させ身元を調べるという日本独特の人事慣習が作られたものと思われます。

この壬申戸籍は、その後問題となり、昭和43（1968）年に完全に閉鎖されました。壬申戸籍以後に整備された戸籍にも、いろいろ問題を含んだ^{きさい}記載があつて、個人の尊厳を著しくそこなう結果となつていましたので、市町村では、昭和47（1972）年から、これらの不都合な記載を抹消してきました。

「同和問題の解決をめざして（本編）」（平成30年9月 埼玉県）より

※戸籍とは個人の氏名、生年月日、父母との続柄や配偶者関係などを記録するもので、出生から死亡にいたるまでの家族関係における立場が記載されています。また、戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍謄本は「戸籍の原本」にのっている内容がすべての記載されている証明書類のことです。

就職や職場で問題となるのは、同和地区出身者を採用しない、賃金や待遇で差をつけるなどといったことです。

昭和50（1975）年頃、全国の同和地区の所在地を一覧にした図書を200社以上の企業が、購入していたことが発覚しました。

法務省は人権侵犯事件として調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入企業に指導を行いました。

「同和問題の解決をめざして（本編）」（平成30年9月 埼玉県）より

ホームルーム活動資料（「同和問題」について）

1 同和問題とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

2 同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が今なお起きています。

【事例1】結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。

【事例2】差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれたりといった事案が発生しています。

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。



平成27年度同和問題啓発ポスター(制作:香川県)
平成28年度人権啓発資料法務大臣表彰
ポスター部門 優秀賞 受賞作品

[参考]「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」（人権教育啓発推進センター）

【コラム】

A子さんとB君は、結婚を前提に交際しており、A子さんは両親にB君を紹介しました。

両親は、B君を気に入ってくれたようで、A子さんも安心しました。ところが、後日、「B君の自宅あたりは、同和地区であると近所の人たちが噂しているのを聞いたことがある」と母が言うと、父も「自分は気にしないが、身元調査をした方がいいかもしれない」と応じる両親の会話を耳にしました。

A子さんは、同和問題について調べ、同和地区に対する差別はいわれのないものであり、同和問題に対する正しい理解が大切であることを両親に伝えました。

A子さんの両親も、A子さんに言われたことを真摯^{しんし}に受け止め、同和問題に対して真剣に向かい合い、人権相談で詳しい話を聞き、同和地区に対する偏見や差別が残っていること、周りから聞いていたことが、単なる偏見で、間違いであることを理解しました。

A子さんは、両親が理解してくれたことがわかり、安心して結婚式の当日を迎えることができました。

「同和問題の解決をめざして（本編）」（平成30年9月 埼玉県）より

「公正な社会」の実現に向けて

年 組 番 氏名

1 同和問題とはどのような問題ですか、資料3を読んで次の文章を完成させてみよう。
同和問題とは、日本社会の（ ）で形づくられた（ ）により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお（ ）の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の（ ）です。

2 同和問題に関して、今なお起こっている人権問題には、どのようなことがありますか。資料3から書き出してみよう。また、そのようなことが起こる理由を考えて、書いてみよう。

理由：

3 採用選考にふさわしい質問や、自分を公正に評価してもらえる質問を書いてみよう。

4 「公正な社会」を実現するために、私たちにできることを書いてみよう。